

官庁施設の環境保全性基準

(令和 4 年改定)

平成 23 年 3 月 31 日 国営環第 5 号
最終改正 令和 4 年 3 月 25 日 国営環第 3 号

この基準は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための基準として制定したものです。また、この基準は、官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議の決定に基づく統一基準です。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<https://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

技術基準トップページはこちら（関連する基準の確認など）

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

官庁施設の環境保全性基準

第1章 総則

1.1 目的

この基準は、官庁施設に求められる環境保全性の水準及びこれを確保するために必要な技術的事項等を定め、環境負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した官庁施設の整備を推進することを目的とする。

1.2 用語の定義

- (1) この基準において「環境負荷」とは、官庁施設の整備及び利用に伴い環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) この基準において「環境負荷低減」とは、環境基本法（平成5年法律第91号）の基本理念に則り、官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じ、環境負荷を低減させることをいう。
- (3) この基準において「特定事務庁舎」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項に基づく、建築物エネルギー消費性能確保計画における建築物の用途の区分が「事務所」又は「税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの」のみに該当する延べ面積が2,000m²以上の官庁施設をいう。
- (4) この基準において「エコマテリアル」とは、人体への安全性又は資源の枯渢の防止に配慮した材料、リサイクルが容易な材料等環境負荷の少ない材料をいう。

第2章 基本事項

2.1 基本方針

官庁施設の環境保全性については、官庁施設に求められる各性能の確保及び総合的な調和を考慮しつつ、環境負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮するものとする。

2.2 環境保全性に係る性能の項目

- (1) 環境保全性に係る性能は、環境負荷低減性及び周辺環境保全性とする。
- (2) 環境負荷低減性に係る項目は、長寿命、適正使用・適正処理、エコマテリアル及び省エネルギー・省資源により構成する。
- (3) 周辺環境保全性に係る項目は、地域生態系保全及び周辺環境配慮により構成する。

2.3 環境保全性の水準及びその検証方法

環境保全性の水準は、次によるものとし、(1)及び(2)については、当該水準を満たしていることを検証する。ただし、建築物省エネ法第18条各号のいずれかに該当する官庁施

設については、この限りではない。

(1) 建築環境総合性能

① 特定事務庁舎を新築する場合

建築環境総合性能評価システム（CASBEE）による建築物の環境効率（BEE 値）が 1.5 以上となること。

② ①以外

建築環境総合性能評価システム（CASBEE）による建築物の環境効率（BEE 値）が 1.0 以上となること。

(2) 建築物のエネルギー消費性能

① 新築する場合

原則として、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下、「基準省令」という。）に基づく設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。また、再生可能エネルギーに伴う一次エネルギー消費量の削減分を含めない。）の値が、基準省令に基づく用途に応じてそれぞれ次の値以下となること。

a. 事務所等、学校等、工場等

基準省令に基づく基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）の値に 0.6 を乗じて得た値

b. a. 以外

基準省令に基づく基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）の値に 0.7 を乗じて得た値

② ①以外

省エネ性能向上のための措置を講じること。

(3) 運用段階におけるエネルギー消費量（運用エネルギー）及びそれに伴う二酸化炭素排出量（運用 CO₂）、ライフサイクル二酸化炭素排出量（LCCO₂）、ライフサイクル廃棄物最終処分量（LCW）並びにライフサイクル資源投入量（LCR）を算出する方法、その他の方法により環境保全性を確認する場合は、(1) 及び (2) に掲げる区分を考慮した水準を設定して行うこと。

第 3 章 環境保全性の確保に係る技術的事項

環境保全性の確保に当たっては、2.2 に掲げる性能の項目に応じ、3.1.1 から 3.2.2 までに掲げる技術的事項を満たすものとする。

3.1 環境負荷低減性

3.1.1 長寿命

長寿命に関する技術的事項は、次に掲げる項目に配慮し、施設の長寿命化を図り、総合的に環境保全性を確保することとする。

(1) 階高、床面積、床荷重等の余裕度及び間仕切り等の可変性に配慮し、内部機能の変化に柔軟に対応できるものとする。

(2) 構造体については、耐久性に優れたものとする。

- (3) 建築非構造部材及び建築設備については、合理的な耐久性が確保されたものであるとともに、更新、修繕及び補修が容易なものとする。
- (4) 適切な維持管理が容易に行えるよう、適切な作業スペース等を確保する。

3. 1. 2 適正使用・適正処理

適正使用・適正処理に関する技術的事項は、次に掲げる項目に配慮し、廃棄物の削減及び適正処理、資源の循環的な利用等を行い、総合的に環境保全性を確保することとする。

- (1) 建設副産物の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。
- (2) 環境負荷の大きい物質を使用した資機材の使用を抑制するとともに、その適切な回収に配慮する。
- (3) 施設運用時の廃棄物の適切な処理に配慮する。

3. 1. 3 エコマテリアル

エコマテリアルに関する技術的事項は、次に掲げる項目に配慮し、環境負荷低減に配慮した資機材を使用し、総合的に環境保全性を確保することとする。

- (1) 環境負荷の少ない自然材料等を採用する。
- (2) 热帯林の減少に配慮し、熱帯材型枠の使用の合理化等を図る。
- (3) 廃棄物等の再使用又は再生利用した資機材を使用する。
- (4) 部分的な更新が容易となるように、分解が容易な資機材、モジュール材料等を使用する。

3. 1. 4 省エネルギー・省資源

3. 1. 4. 1 熱負荷等の低減

省エネルギー・省資源のうち熱負荷等の低減に関する技術的事項は、次に掲げる項目に配慮し、建築設備への負荷を抑制し、総合的に環境保全性を確保することとする。

- (1) 建築物の向き、室の配置等について配慮し、外壁を通した熱負荷の低減を図る。
- (2) 断熱性及び気密性の高い材料・構法の採用等により、躯体を通した熱負荷の低減を図る。
- (3) 断熱・日射遮蔽性の高い建具及びガラス、庇等の採用により、開口部を通した熱負荷の低減を図る。
- (4) 室内で発生した熱及び汚染物質の拡散を抑制し、空調・換気量を低減する。
- (5) エネルギー損失の低減を考慮した建築設備システムとする。

3. 1. 4. 2 自然エネルギーの利用

省エネルギー・省資源のうち自然エネルギーの利用に関する技術的事項は、次に掲げる項目に配慮し、自然エネルギーの有効利用を図り、総合的に環境保全性を確保することとする。

- (1) 自然光の活用により、照明負荷の低減を図る。
- (2) 自然通風の活用により、冷房負荷の低減を図る。
- (3) 太陽光発電、太陽熱給湯、外気冷房等による自然エネルギーの利用を図る。

3.1.4.3 エネルギー・資源の有効利用

省エネルギー・省資源のうちエネルギー・資源の有効利用に関する技術的事項は、次に掲げる項目に配慮し、エネルギー・資源の有効利用を図り、総合的に環境保全性を確保することとする。

- (1) エネルギーの変換及び利用が、総合的かつ効率的に実施されるような建築設備システムとする。
- (2) 電力負荷の低減及び平準化を図る。
- (3) 施設部位に応じた運転制御方式により、搬送エネルギーの最小化を図る。
- (4) 高効率照明器具の使用、施設部位に応じた点灯方式の採用等により、照明エネルギーの最小化を図る。
- (5) 雨水利用・排水再利用設備、各種節水システムの活用等により、水資源の有効利用を図る。
- (6) 信頼性が高く、適正な運転管理が可能な管理システムの構築及びエネルギー消費の見える化により、消費されるエネルギーの最小化を図る。

3.2 周辺環境保全性

3.2.1 地域生態系保全

周辺環境保全性のうち地域生態系保全に関する技術的事項は、次に掲げる項目に配慮し、地域生態系の保全を図り、総合的に環境保全性を確保することとする。

- (1) 必要最小限の地形の改変、既存樹木の保全等により、既存の周辺環境の保全に配慮する。
- (2) 緑化の推進、水循環の構築等により、熱負荷の低減、地域生態系の保護・育成、都市気候の緩和等に配慮する。
- (3) 有害物質の排出の抑制等により、大気、水質、土壤等の汚染防止に配慮する。

3.2.2 周辺環境配慮

周辺環境保全性のうち周辺環境配慮に関する技術的事項は、騒音・振動、風害及び光害の抑制等により、周辺の居住環境の保全に配慮する等、施設周辺の環境への影響に配慮し、総合的に環境保全性を確保することとする。

附則

1. この基準は、適用日において現に存する官庁施設及び現に建築、修繕又は模様替の工事中の官庁施設については、適用しない。また、修繕又は模様替においては、2.3の規定は適用しない。